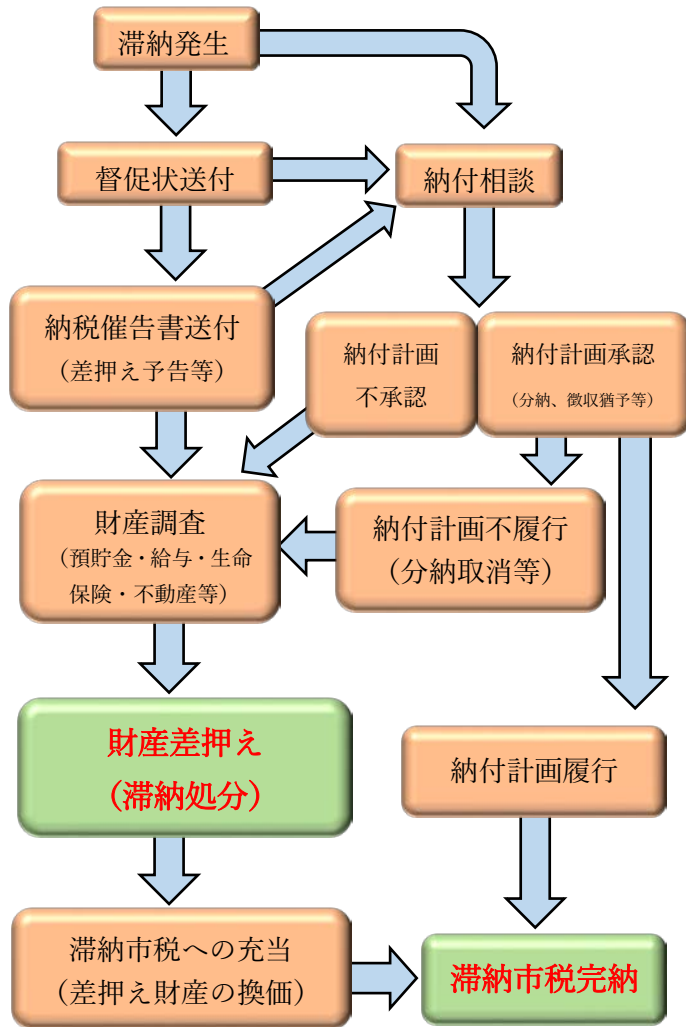


滞納整理の一般的な流れ

納期限までに納付がない場合、次の手順で滞納整理を行います。



※一般的な流れを図示しているもので、実際とは異なる場合があります。

財産差押え（滞納処分）とは

自主的な納付に応じていただかず、税金を滞納している方（滞納者）につきましては、納期限内に納められた方との公平性を保ち、市民の皆様の大切な財産である市税を確保するためにも、積極的な滞納処分を行っています。

滞納処分は、滞納者の意思にかかわらず、滞納となっている税金を強制的に徴収するため、その方の財産を差押え・換価し、滞納になっている税金に充当して完納させる手続きになります。

【差押対象財産】

不動産・動産・預貯金・給与・生命保険など
例：自動車差押え（車両タイヤロックの実施）



【発行】

千葉県松戸市根本 387-5
松戸市役所 財務部 債権管理課
電話：047-704-4004（直通）
FAX：047-704-4005

しぜいのうふそうだん 市税の納付相談

債権管理課の業務について

市税を定められた納期限までに納税しないことを「滞納」といいます。

滞納された方に対しては督促状などを送付し、早期の自主納付を促しますが、それでも納付いただけない場合には、納税の公平性を保つため、財産の差押えなどを行い、市税に充てることとなります。

また、納税者に病気や災害、事業不振等の特別な事情がある場合には、納税計画を確実に守っていただくことを条件に、原則として1年以内に限り納める納期を延ばしたり、納める税額を分割したりできることがありますので、その場合は、債権管理課までお早めにご相談ください。

市ホームページ





Q

督促状が届きましたが、すぐに納付することができません。しばらく経てば納付が可能になりそうですが、その場合どうすればいいですか。

A

各市税には、納期限が設定されています。納期限を過ぎても未納の場合は、30日以内に督促状を送付することが条例で定められています。

督促状が送付された後、督促状の期日内であれば同封の納付書にて金融機関等で納付することが可能ですが、期日を経過いたしますと、債権管理課まで連絡の上、納付をしていただくことになります。

納付について、目途が立たない場合や、しばらく納付ができない場合などは、お早めに債権管理課までご相談ください。



Q

差押えの予告書が届きましたが、すぐに相談に行けそうもありません。放置しても差押えにはなりませんか。

A

督促状を送付した日から起算して、10日を経過した日までに完納されない場合は、法律上財産の差押え（滞納処分）をしなければならないことになっています。その場合、裁判所への申し立て等を経ることなく、職員（徴税吏員）に付与されている権限にて財産の差押えが可能となっています。

当市におきましては、納期通り納付されている方々との公平性を保つべく、積極的な財産調査のうえ、差押え（滞納処分）を行っています。

差押えについての予告書等が届いた際には、放置することなく、早急に債権管理課までご相談ください。



Q

納付相談に伺おうと思いますが、何か持参した方がよいものがありますか。

また、来庁しての相談が困難ですが、何か救済措置はありませんか。

A

封書等（督促状、催告書等）がお手元にありましたら、必ずご持参ください。

また、ご来庁の際に生活状況についてお伺いいたしますので、収入や支出がわかるもの（給与明細、預金通帳等）をご持参ください。

来庁しての相談が困難な場合には、開庁時間内（平日の8:30から17:00まで）であれば電話での納付相談も受け付けておりますので、ご活用ください。